鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年2月27日(木曜日)
開会	午前 9 時 58 分 閉 会 午前 11 時 27 分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室
出 席 委 員 (8名)	委員長勝田鮮二 副委員長加嶋辰史 委員岡田実 西尾彰仁 岩永安子魚﨑 勇 平野真理子 岡田信俊
欠 席 委 員	なし
委員外議員	なし
事務局職員	局 長 補 佐 毛 利 元 議事係主事 福田 佳菜
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭長業こども未来課 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濵田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長 本田 誠一 こども家庭センター所長 本田 誠一 こども発達支援センター所長 平戸 由美 鳥取市保健所長 長井 大保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 健康こども部統括保健師 中林 琴美保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課課長補佐 中林 琴美保健医療課課長補佐 竹内 大健康づくり推進課長 西尾 靖子健康づくり推進課長補佐 初田 亮平生活安全課長 福政 民栄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、健康こども部の先議分の議案説明、質疑、討論、採決を行い、続いて先議以外の議案の説明、報告、その他の報告、令和7年度の当初予算の説明という流れとしております。令和7年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメどおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので、御承知おきください。

【健康こども部】

- ◆勝田鮮二委員長 まず、初めに竹内健康こども部長に挨拶いただきたいと思います。竹内部長。
- ○竹内一敏健康こども部長 おはようございます。健康こども部長竹内です。本日はよろしくお願いします。まず、福祉保健委員会で御審議いただく健康こども部に係る議案は5件、報告1件、その他報告が2件でございます。まず、先議分として令和6年度補正予算が1件、議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)、事業の決算見込み等に基づき補正予算を計上しております。健康こども部に係る一般会計分は、総額で1億2,950万1,000円の増額補正を提案しております。

続きまして、先議分以外の附議案が4件、報告が1件であります。議案第43号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第51号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第52号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第53号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について、それから報告第3号専決処分事項の報告について御審議をいただきます。

このほか、その他報告が2件、1件目として、令和6年度ひきこもり実態調査の結果について、2件目として、「令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)」に係る市民政策コメントの実施について報告をさせていただきます。

次に、予算審査特別委員会福祉保健分科会の議案は2件でございます。令和7年度当初予算につきましては、議案第11号令和7年度鳥取市一般会計予算、議案第23号令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算、健康こども部に係る一般会計予算は198億5,827万9,000円を計上しております。これは一般会計予算総額1,102億円のうち、18%を占めております。一般会計の主な内容としましては、私立保育園運営費として61億8,302万2,000円、児童手当費として38億3,071万9,000円、B類疾病予防接種費として5億50万1,000円、健康診査費として4億4,681万9,000円となっております。

また、特別会計として、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計は 1,330 万 8,000 円となっております。概要につきましては 2 月 10 日の全員協議会において御説明させていただきましたけども、詳細につきまして、各担当の課長、所長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますよう、お願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いします。

議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属す

る部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

〇小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分について御説明させていただきます。本日の資料、令和6年度2月補正予算所属別事業一覧にて説明させていただきます。ページのほうが24ページ、番号のほうが236番災害遺児対策費です。この事業は、保護者が交通事故や災害などで死亡または重度障がい等になった場合に、中学校就学前の児童に対して1人当たり月額2,000円を支給しているものです。当初予算では対象児童数38名で計上しておりましたが、今年度の決算見込みとして対象児童数が49人になったことに伴い、6万8,000円の増額要求をさせていただいております。

続きまして 25 ページ、241 番子ども第3の居場所事業費です。今年度家庭環境や経済的事情にかかわらず、自然体験や文化芸術体験、行事参加等の様々な体験活動を行う事業のために、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施しました。目標額を 100 万円としておりましたが、139 万 6,000 円の御寄附をいただきました。本補正予算では寄附金を充当するためにその他の財源更正を行っております。続きまして 244 番ひとり親家庭自立支援給付金事業費、この事業は、ひとり親家庭の親の就業を促進するために、資格取得のための職業訓練教育等を受ける親に対して給付金を支給し、経済的な自立を支援するものです。また、養育費確保のための公正証書作成経費の助成も行っております。今年度、新たに職業訓練給付を申請される方が9名あったことによる増額分として 244 万 9,000 円を要求させていただいております。

そのすぐ下の245番です。ひとり親家庭学習支援事業費です。ひとり親家庭の小学校高学年、中学生を対象に市内3か所で学習支援を行っております。授業に関しては家庭教師のトライに委託し、生活保護受給世帯、生活困窮世帯と合同で実施しております。このたびの補正予算では、タクシー送迎経費の増額及び運営費を生活福祉課、中央人権センター、当課の3課で利用者数を案分して予算計上している関係で、こども未来課として106万2,000円の増額要求をさせていただいております。

247 番不育症検査費等助成事業費です。本市では平成 27 年度から不育症の検査や治療に対して医療保険適用外の経費助成を行っております。今年度検査項目が追加されたことにより、当初予算では 9 件程度を見込んでおりましたが、決算見込みとして 23 件程度が見込まれることにより、このたび 32 万 7,000 円の増額要求をさせていただいております。こども未来課、以上になります。

◆勝田鮮二委員長 濵田課長。

○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課濵田です。それでは幼児保育課の所管に属する事業について説明させていただきます。所属別事業一覧 25ページを御覧ください。252番の市立保育園運営委託費でございます。こちらは、指定管理として社会福祉法人あすなろ会に委託しております白鬼保育園の委託料につきまして、主に人事院勧告を踏まえて人件費単価の増額改定が行われた公定価格の改定に伴い、1,401万9,000円を増額で計上するものでございます。

続きまして 26 ページ、254 番の私立保育園運営費でございます。こちらも先ほどの市立保育 園運営委託費と同様に、人事院勧告を踏まえて人件費単価の増額改定が行われた公定価格の改 定に伴い、私立保育園等への委託料を1億3,778万4,000円増額で計上するものでございます。 財源の内訳としましては、国庫支出金が1億1,746万5,000円、県支出金が260万円、一般財源が1,771万6,000円となっております。

続きまして、256番の保育所緊急整備事業費補助金でございます。今年度対象となっておりますさとにこども園の改築、のぞみ保育園の改築、鳥取第一幼稚園の大規模修繕のうち、さとにこども園の改築とのぞみ保育園の改築につきましては、国の補助基準額の増額改定に伴い、2,449万1,000円を増額しております。また、鳥取第一幼稚園の大規模修繕につきましては、入札による工事費の減少に伴いまして4,184万9,000円を減額しており、合わせまして1,735万8,000円の減額での補正を計上しております。

続きまして、262番の保育体制強化事業費でございます。本事業は、清掃業務や遊具の消毒、 給食の配膳や園外活動時の見守りなどといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行 い、保育士の業務負担の軽減を図るものでございます。このたびの補正につきましては、実施 施設数が当初見込みよりも少なくなる見込みとなったことにより、1,123万2,000円を減額す るものでございます。なお、実施施設数につきましては、当初予算では保育支援者の配置を24 施設、登校園時や園外活動時などの見守り等を行う者の配置を16施設として計上しておりまし たが、保育支援者の配置は19施設、見守り等を行う者の配置は11施設の見込みとなっており ます。

最後に、繰越明許費の説明をさせていただきます。こちら資料は令和6年度2月補正予算説明資料、こちらの25ページ、繰越明許費の表を御覧ください。下段の豊実保育園、倉田保育園改築事業でございます。豊実保育園につきまして、新園舎は昨年2月29日に完成いたしまして、3月18日から新園舎に引っ越しておりましたが、本年1月10日の外構完成、1月24日の引渡しをもって事業が完了いたしました。工事完了後に実施いたします工事の施工に起因する地盤変動影響調査につきまして、令和6年12月23日付で委託期間を契約締結翌日から令和7年3月31日までとした業務委託契約を委託業者と締結しておりましたが、実際に調査に取りかかることができるのは引渡しを受けた後であり、また、調査対象の件数も多く、2月、3月につきましては積雪も予想される状況でございました。こういった状況を踏まえまして、年度内での調査完了が難しい状況となったことから、当該委託業務に係る委託料1,296万9,000円を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。幼児保育課の説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。所属別事業一覧 28 ページの ナンバー274 母子生活支援施設運営費でございます。鳥取市大工町頭にございます母子生活支 援施設つくしは、18 歳未満の子供を養育している母子やDV被害者などの生活上の問題を抱え た母親と子供が一緒に入所し、専門的な職員による仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活 設計などの様々な心配事に対する相談や援助を行いながら、生活安定のための自立を支援して いく施設でございます。現在 15 世帯 39 名が入所しており、社会福祉法人鳥取福祉会へ指定管 理をお願いして運営しております。

このたびの補正理由につきましては、母子生活支援施設の指定管理料は当該年度の措置費の

実績により決定しており、利用実績見込みにより 920 万円の増額、令和5年度受入れを行った 児童入所施設措置費に対する実績に伴う返還金84万4,000円の増額、合わせて1,004万4,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、ナンバー278 妊婦健康診査費でございます。この事業は、妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のため、定期的な妊婦健康診査の受診に対する費用を助成するもので、母子手帳交付時に妊娠全期を通じて14枚の受診票を交付して、安心して出産を迎えるよう支援するものでございます。近年の妊婦の減少に伴いまして、受診件数も減少しております。当初では1,300名ほどの予算を予定しておりましたけども、実績では1,000人未満、1,000人に満たない程度の対象者数になりまして、事業の実績見込みにより、2,011万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 こども発達支援センター平戸です。私のほうからの説明、事業一覧 29ページ御覧ください。ナンバー289番、児童発達支援事業費でございます。この事業は、発達上の困難を抱える児童の相談支援を発達支援コーディネーターによる発達相談や家族支援、保育の相談等を行っているものでございます。その中の心理発達相談を担う専門職であります心理相談員による発達検査のニーズも増えているところでございます。当センターに正規職員の心理相談員おりますが、それに加え、外部の心理士への協力依頼もしております。その件数が増えたことによる報償費の増額が主な理由となっております。24万円の増額補正をお願いするものでございます。財源としましては、一般財源ということでお願いしたいと思っております。

続きまして 30 ページを御覧ください。番号 293 番、若草学園管理運営費でございます。この 事業は、児童発達支援若草学園を管理・運営して発達障がい児等、毎日 30 名の通所による発達 支援を行っている施設でございます。若草学園の光熱水費及び賄材料費の実績見込みによる増 額がその主な理由となっております。36 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。 財源としましては、その他財源としまして知的障がい児通園施設給付費負担金となっておりま す。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課光浪です。引き続き 30 ページ、298 番お願いいたします。公衆浴場確保対策補助金につきまして御説明をいたします。この事業は物価統制令により入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場の経営の安定化を図るため、対象施設4浴場に対し、運営費の助成を行っているところですが、このたび、この助成に加えまして国の交付金を活用し、燃油価格、電気代高騰分に対する助成を行うものです。この公衆浴場に対する補助事業につきましては、鳥取県の取組と協調して実施しておりまして、このたびも県の実施に併せて対応をするものです。燃油価格高騰分につきましては、重油を使用する3浴場に対しまして令和7年1月~3月までの使用料に1リットル当たり36円の価格上昇分を支援することとしております。

また、電気代高騰分につきましては、対象浴場4浴場に対しまして1浴場当たり令和5年度

の使用実績により、年間使用分が5万キロワットアワー以上10万キロワットアワー未満は7万5,000円、5万キロワットアワー未満は2万5,000円を支援することとしております。補助額といたしましては、両方を合わせまして75万5,000円、財源は全額国の重点支援地方交付金となります。保健総務課の説明は以上です。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 所属別事業一覧の32ページ、314番です。A類疾病予防接種費でございます。これはA類疾病、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん等の定期予防接種に係る経費でございます。事業実績による増額分として毎年1月に実施しております予防接種検討委員会の委員報酬改定に伴う増額6,000円、また、子宮頸がんワクチン接種など、償還払い費用401万3,000円を計上しております。償還払いでございますが、鳥取市に住民票がある方が出産等により里帰りや進学等のため、市外での接種を希望される場合は事前の手続により接種が可能となっております。この場合、接種費用は全額自費でお支払いいただき、後日償還払いの申請をいただくこととなります。今年度、子宮頸がんのキャッチアップ接種が最終年度ということもありまして、多くの県外在住の大学生などが県外での接種を希望されたため、費用が増えております。

また、実績見込みによる減額分として 4,646 万 1,000 円の減、また、令和 5 年度実績に伴う国への返還金 183 万 5,000 円を計上しております。合わせまして補正額は 4,060 万 7,000 円の減額となっております。保健医療課以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。34ページを御覧ください。2段目の328番健康診査費です。これは疾病の早期発見、早期治療を図るために、がん検診等を実施するための経費となります。補正額は45万1,000円になります。このたびの補正内容としましては、がん検診等の受診券や結果通知、受診勧奨通知の郵送費などの通信運搬費が当初の見込みより不足しておりまして24万円を計上させていただいております。そのほか令和5年度の国県からの補助金につきまして、事業の実績による額の確定に伴い返還するもので、県への返還金として20万4,000円、国への返還金として7,000円を計上させていただいております。また、併せまして事業の実績見込みにより財源更正も行っております。

次に 332 番健康づくり計画策定費、補正額は 41 万 7,000 円です。健康づくり計画につきましては、現在、第 4 期の計画で、計画期間は令和 3 年度~令和 7 年度までとなっております。来年度、令和 7 年度が計画の最終年度となりまして、次期計画を策定する予定としておりますが、現状把握のため、本年度は市民アンケートを実施いたしました。当初の予定では、本年度アンケートを実施しまして、来年度に集計、分析を行う予定としておりましたが、来年度はできる限り早く計画の内容の検討に取りかかりまして、策定までの検討や議論に時間を多く取ることができるようにしたいと考えておりまして、前倒しをして本年度中に集計、分析までを行うこととしたものでございます。

右端の事業概要欄を御覧いただけますでしょうか。このたびの補正では、アンケート集計費 用、こちらは委託料になるんですけれども、委託料として 61 万円を計上させていただいており ます。その上の通信運搬費ですが、申し訳ございません。訂正をお願いします。通信運搬費と記載しておりますが、正しくは印刷製本費の誤りです。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。印刷製本費、これはアンケート調査の用紙であるとか、封筒などの印刷製本費となりますけれども、実績によりまして19万3,000円の減額をしております。アンケート集計費用と合わせまして41万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、全て一般財源となります。健康づくり推進課以上となります。

◆勝田鮮二委員長 福政課長。

○福政民栄生活安全課長 35ページの338番を御覧ください。野良猫不妊・去勢手術費補助金についてでございます。本事業は野良猫の過剰な繁殖を抑える対策の1つとして不妊去勢手術に要した費用の補助を行っているものでございます。今回6万円の減額補正をお願いするものです。内訳は事業費実績見込みによる減とクラウドファンディング型ふるさと納税で当初の目標の160万円を上回る寄附をいただいたことから、その超過部分である3万2,000円を一般財源からその他財源ということで財源更正させていただいたものです。

続きまして 340 番の動物愛護管理推進事業費についてでございます。本事業は狂犬病予防法や動物愛護法などに基づきまして、動物の収容や収容動物の管理、譲渡、適正収容の普及啓発のほか、動物取扱業者や特定動物収容業者への指導を行うものでございます。今回 19 万 1,000円の減額補正をお願いするものです。主な内訳は事業費実績見込みによる減と公益社団法人日本愛玩動物協会から寄附をいただきましたので、その寄附金 50 万円を一般財源からその他財源ということで財源更正をさせていただいたものです。生活安全課の関係は以上になります。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

- ○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田でございます。繰越明許費の説明をしておりませんでしたので説明させていただきます。委員会説明資料の2月補正予算説明資料の25ページを御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費でございます。繰越明許費が150万円、繰越理由としましては、産後ケア施設・設備事業補助金の繰越しでございます。こちらは吉岡温泉町のほうに新しく産後ケア施設ゆくるみということで新設される産後ケア施設の事業費補助金でございます。こちらの150万円につきましては、補助上限が600万円になっておりまして、県が2分の1、それから市が4分の1ということで、事業者が4分の1という形になっております。以上でございます。よろしくお願いします。
- ◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永 委員。
- ◆岩永安子委員 29 ページの 289 番の児童発達支援事業費だったと思うんですけど、正規の職員 さんの発達支援コーディネーターさんがおられるんだけれど、外部の心理士さんの依頼が増え たということで、一般財源 24 万増えましたという説明でした。どういう企画をされた、あるい は事例があったために、どういう支援ということで外部の心理士さんの依頼につながったのか というような辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 平戸所長。

〇平戸由美こども発達支援センター所長 こども発達支援センター平戸です。どういう支援があ

ったために外部の方の心理士が増えたかという御質問だと思います。内部の心理士は発達相談、主に行っておりますが、主な業務として保育訪問というような保育園を回るような、心理士が回るような事業も、そこを担っていくということで、発達検査等は1人しかいない関係で、そういう発達検査をほかの保護者からの御相談とか、保護者からの御相談ですとか、ほかの関係機関からのというようなことでこの子は発達検査が必要だな、っていう形がやはりニーズが増えておるといいますか、希望してくださる保護者さんだったり、そういう方が増えているっていうことで当初は14回程度を見込んで心理士の要求はさせていただいたんですが、少し倍を超える人数が増えたために雇い上げの外部の心理士さんを依頼して発達検査を行っていただいたというのが経過になってございます。以上です。

- ◆岩永安子委員 分かりました。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。補正予算事業一覧表一般会計の314番A類疾病予防接種費で、さっき事業実績見込みによる減ということで4,646万1,000円、かなりの減になっとるわけですけど、この内容と主な原因をちょっと教えていただけないでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 雁長課長。
- **○雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。実績見込みによる減ということなんですけれど も、出生数自体も減少しておりまして、接種実績も落ちているっていうのもありますが、やは り接種率自体も全体的に下がってきております。目安としております麻しん・風しんの予防接 種の接種率が大体 90 台半ばぐらいから、近年では 90 台前半に少しずつ下がってきておりまし て、コロナ禍以降少し接種控えがあっているなというような印象はあります。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 分かりました。やはり重要な接種なんでしっかりと啓発をして予防を図っていただくということが大切だと思いますので、ここは意見を言わしていただきます。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員
- ◆岡田 実委員 概要書の 258 番の、これちょっと説明はなかったんですけども、各保育園特定 補修費っていうところなんですけども、どういう事業なのかいろいろ見たんですけど、私、分 からなかったもんですから、どういった事業なのかということと、ここが 277 万 2,000 円の減 額というところになっていますので、なぜ質問するか、目的なんですけれども、よく保育園さんなんか、幼稚園もいろんな施設が傷んだりして補修を求めるような声もよく聞いてきたような経過がありましたもので、そういったものなのかという事業の中身も分からない中なんですけども、せっかくこういう補修費があれば約 300 万減額というふうにされているもんですから、その辺の減額理由と事業の目的等を教えていただけたらと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課濵田です。こちら各保育園特定補修費の事業の目的としましては、やはり先ほど委員さんもおっしゃられたとおり、保育施設における経年劣化等による設備やそういった施設、こちらを適正に管理して修繕等を行うというようなものでございまして、このたびの今年度の事業としましては、こじか園の給湯用の熱源機の更新に係る費用でご

ざいます。こちらが入札の請差による減額で 277 万 2,000 円補正計上させていただいたもので ございます。以上でございます。

- **◆勝田鮮二委員長** 岡田実委員。
- ◆岡田 実委員 ありがとうございました。まさかこじか園とは思いませんでした。ありがとう ございました。もう1点だけなんですけども、27ページの番号が264番の子育てのための施設 等利用給付費(私立幼稚園等)というところで、約40%ほど減額されているようなところもありますので、ちょっとここの要因についてお伺いいたします。
- ◆勝田鮮二委員長 濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課演田です。こちらは新制度移行していない幼稚園に在籍している1号幼稚園籍の子供の無償化に係る給付と、あとは幼稚園、認定こども園に在籍する1号幼稚園籍の預かり保育に係る無償化の給付をする事業でございますが、こちらも実際、当初の見込みよりも対象者が減少しているというところでの減額になっております。以上でございます。
- ◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。
- ◆岡田 実委員 よく理解できました。ということは対象者が減っている、それだけ子供の数も減っているみたいな形で思いました。あくまで所見ですけども、ありがとうございました。
- ◆勝田鮮二委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 予算事業一覧の 274 ページの母子生活支援施設運営費の中の増額補正で国県のあれもあるんですけども、児童入所施設措置費の単価改定による増ということですけれども、この単価改定による増のこと、ちょっともう少し詳しい内訳といいますか、指定管理の施設も光熱費とか、人件費とかも上がるんですけども、それにしても結構高い金額だなと思って、この内訳をちょっと教えていただけないでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 森田所長。
- ○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。単価改定につきましては、毎年1回か2回ぐらい、国のほうから措置費の見直しがございます。近年ですけども、1月の段階で措置費の改定という形が大きくされておるというのが状況でございます。その内容につきましては保護単価、1世帯当たりに関するその基準額っていいますか、そういう保護単価の部分につきまして大きく出ておりまして、そこのところが、ちょっと比較ですけども、当初が14万3,830円、これが月の1世帯当たりの保護単価でございます。それが1月末の通知のほうで15万3,780円、1万円上がっているという状況がございます。

要因につきましてはちょっと分かりかねるんですけども、やはり施設の運営に係る物価上昇 というとこもあると思いますので、やはりそういうところもあって、この近年ですけども、上 昇率が大きくなっているという具合に考えております。以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。
- ◆平野真理子委員 25 ページの 247 番、不育症検査費等助成事業費についてです。御説明で検査 治療の助成制度でこの項目が追加されて、9 件が 23 件あったということなんですけど、これは ふだん、毎年大体どのくらい、やっぱりこの 9 件、10 件前後で、項目が変わることによって増

えるというのは、どういった状況だったのかなというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

- ◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。
- **〇小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。この検査の助成費用 につきましては、検査項目が限定されての助成になっておりまして、今回、この令和6年度から産婦人科の主治医の方等の意見もございまして、その検査を追加したことによって、今回の 件数が多くなったと考えております。以上です。
- **◆勝田鮮二委員長** 平野委員。
- ◆平野真理子委員 分かりました。そうすると、現場の産婦人科さんのこうった項目も上げたほうがいいんじゃないのという御意見があって、それで、不育で治療を受けている人が、じゃあ、それも入るなということになって、不育症治療を受けている人も今まではそういう人たちは入っていなかっただけで、人数的にはやっぱりそれくらいいらっしゃるということなんですね。
- ◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。
- **〇小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** 産婦人科の先生のほうから伺ったのでは、この 検査を受けておられる方はほかにもおられて、今までもあったんですけど、助成対象じゃなか ったということで今まで申請はされてなかったということで、今回、この検査が追加になりま したので助成のほうが可能になりました。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 同じく 25 ページの 245 番ひとり親家庭学習支援事業費なんです。ここでは実績 見込みによる増になっているんですが、昨日、22 ページの 219 番で生活困窮者自立支援事業費 のところで子どもの学習支援事業が減額になっているんです。そのとき課長が、母子家庭の人 数が減っていますっていう説明があって、この予算にかかるときはそれぞれ大体何人を想定し ていって、一緒に事業委託のということになっているので、この決算の場合の振り分けがとに かくひとり親家庭にかかった分は 245 番で学習支援の分で、ひとり親家庭にかかった分は 245 番で、生活保護の分は 219 番の学習支援事業のとこで出てくる。そのように理解したらいいの かということと、割り振りがあるのかっていうような辺を教えてください。
- **◆勝田鮮二委員長** 小野澤局長。
- ○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。この事業少しちょっと分かりにくくなっておりまして、人権福祉センターと生活福祉課、こども未来課、この3課で予算計上をさせていただいております。国県等の補助の関係がありまして、そういった仕分けをさせていただいているところです。先ほど岩永委員さんからありましたように、人数での費用負担の按分をかけておりまして、当初予算では、ひとり親家庭は96人で見込みを出しておりまして、このたびの補正予算でそこの部分が増えておりまして、ひとり親家庭はちょっと増額になっている関係が人数のほうも増えているということで、このたび増額の補正をさせていただいております。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 分かりました。だから、ひとり親家庭の子供さんの学習支援のタクシー送迎分

はここで増えてくるし、運営費は按分、人数割でと。分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 以上で質疑を終結します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第28号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 43 号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(説明)

- ◆勝田鮮二委員長 それでは続いて先議分以外に入ります。議案第43号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明をお願いします。濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課演田です。それでは議案第43号の条例の制定について説明させていただきます。資料は令和7年2月定例市議会令和6年度2月補正予算説明資料、こちらの26ページを御覧ください。まず、この条例の制定の経緯でございますが、現在、本市で試行的事業を実施しておりますこども誰でも通園制度が児童福祉法において、乳児等通園支援事業の名称で市町村の認可事業として位置づけられ、その認可の要件となる事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとされました。令和7年1月14日には、条例で制定する基準の基となる国の内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布されたことに伴いまして、その内閣府令の内容に従い、条例を制定するものでございます。

市内の対象施設は、本市から通園支援事業の認可を受けた施設でございます。また、制定内容につきましては、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業での制度化として実施され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される乳児等通園支援事業において子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、子ども子育て家庭に対する支援を強化するという事業の趣旨を踏まえて、適切な運営が図られるために必要な設備や職員配置、運営に関する基準を定めております。施行期日は令和7年4月1日でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにく かった点や字句の確認等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 はい、なしということで。

議案第51号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について(説明)

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第 51 号鳥取市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いします。濵田課長。 ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育濵田です。議案第51号の条例の一部改正について説明させていただきます。同じく27ページを御覧ください。給付費の対象となる保育園・認定こども園・幼稚園が該当する特定教育・保育施設と給付費の対象となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当する特定地域型保育事業における運営に関する基準を定めております、鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、国の関係府令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

市内の対象施設は、公立、私立の保育園 34 施設、私立の認定こども園 21 施設、私立の小規模保育事業所A型 12 施設、新制度移行済みの私立の幼稚園 3 施設でございます。改正内容につきましては、第 23 条で規定する施設の重要事項の掲示について、書面掲示に加えてインターネットを利用しての閲覧に供することの義務づけを行うもの。第 42 条の規定により特定地域型保育事業者において、確保が義務づけられている連携施設との協力事項のうち、保育内容支援や代替保育などについて当該内容の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合などに限り、基準緩和の規定を行うもの。第 53 条第 2 項第 2 号に規定する電磁的記録により作成されているものの公布方法について交付する媒体を、媒体の種類を示さない形に改めるもの。第 42 条の規定により特定地域型保育事業者において義務づけられている保育所などの連携施設の確保について、附則第 5 項において連携施設の確保が著しく困難な状況などがある場合は、連携施設を確保しないことができると規定している経過措置の期間を 5 年延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとするものでございます。施行期日につきましては、第 23 条及び第 53 条第 2 項第 2 号の改正規定につきましては公布の日からとし、それ以外の改正規定につきましては令和 7 年 4 月 1 日としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにく かった点や字句の確認等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 なしということであります。

議案第 52 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について (説明)

- ◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第 52 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明をお願いします。濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課演田です。議案第52号の条例の一部改正について説明させていただきます。28ページを御覧ください。説明の前に一部修正をお願いいたします。改正内容の(3)でございますが、連携施設の確保、それ以降の、及び小規模保育事業所等に置く職員の配置基準に係る特例措置、ここまでの箇所を削除をお願いします。及びから特例措置までの。及び小規模事業所等に置く職員の配置基準に係る特例措置、この部分の削除をお願いいたします。こちらのほうは、その下の(4)と重複する内容でございますので、(3)のほうの先ほどの箇所の削除をお願いしたいと思います。訂正にてお詫び申し上げます。それでは内容の

説明をさせていただきます。こちらは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております鳥取市家庭的保育事業等の設 備及び運営に関する基準を定める条例について、国の関係省令の改正等に伴い所要の整備を行 うものでございます。

本条例の対象となる事業のうち、本市に開設があるのは小規模保育事業のみであり、市内の対象施設は私立の小規模保育事業所A型12施設となっております。改正内容につきましては、第7条の規定により、家庭的保育事業等において確保が義務づけられている連携施設との協力事項のうち、保育内容支援や代替保育などについて当該内容の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合などに限り、基準緩和の規定を行うもの。栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者について、栄養士免許の取得が不要となったことから、第17条第1項第2号中の栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めるもの。第7条の規定により、家庭的保育事業等において義務づけられている保育所などの連携施設の確保について、附則第3項にて連携施設の確保が著しく困難な状況などがある場合は連携施設を確保しないことができると規定している経過措置の期間を5年延長し、令和12年3月31日までとするもの。附則第6項~第8項までに規定する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の弾力化に係る特例について、その特例適用期間を5年延長し、令和12年3月31日までとするものでございます。

施行期日につきましては附則第6項~第8項までの改正規定は公布の日からとし、それ以外 の改正規定は令和7年4月1日としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにく かった点や字句の確認等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 なしということであります。

議案第53号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定 こども園に関する条例の一部改正について(説明)

- ◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第 53 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例及び鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についての説明をお願いします。 濵田課長。
- ○濵田寿之幼児保育課長 幼児保育課演田です。議案第53号の条例の一部改正について説明させていただきます。29ページを御覧ください。保育所の設備及び運営に関する基準を定めている鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例と認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めている鳥取市認定こども園に関する条例について、職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するものでございます。市内の対象施設は公立・私立の保育所34施設、私立の認定こども園21施設となっております。

改正内容につきましては、鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附 則第3項~第5項までに規定する保育所の職員配置の弾力化に係る特例につきまして、その特 例適用期間を5年延長し、令和12年3月31日までとするもの。鳥取市認定こども園に関する条例附則第4条~第6条までに規定する認定こども園の職員配置の弾力化に係る特例について、その特例適用期間を5年延長し、令和12年3月31日までとするものでございます。

施行期日につきましては、それぞれ公布の日からとしております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 本日の委員会では説明のみとなっております。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 なしということであります。

報告

報告第3号専決処分事項の報告について(説明)

- ◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして報告第3号専決処分事項の報告についての説明を お願いします。森田所長。
- ○森田誠一こども家庭相談センター所長 こども家庭相談センター森田です。附議案の121ページを御覧ください。鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。先ほどの議案第52号でもございました内容でございます。これは令和5年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定を踏まえ、関係法律の整備が行われ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による栄養士法の改正により、従前、管理栄養士国家試験は栄養士免許を受けた者でなければ受験できなかったところ、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。これに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の改正がなされたことから、鳥取市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものです。

改正の内容としましては、第9条第1項第3号中の栄養士の次に、もしくは管理栄養士を加え、栄養士もしくは管理栄養士と改めるものでございます。このことにつきまして専決処分をいたしましたので御報告をさせていただきます。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 なしということであります。

その他の報告

令和6年度ひきこもり実態調査の結果について (説明)

- ◆勝田鮮二委員長 それではその他の報告に入ります。まず、令和6年度ひきこもり実態調査の 結果について保健医療課より説明をお願いします。雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。福祉保健委員会その他報告説明資料の3ページ を御覧ください。今年度実施しましたひきこもり実態調査について調査結果を報告させていた だきます。先に資料の訂正をお願いします。資料の3調査概要となっておりますが、こちらを

調査結果というふうに修正をお願いいたします。この調査は鳥取県孤独・孤立対策課が県内の市町村に依頼し、実施したものです。この依頼を受けまして、本市ではこの調査をきっかけに、ひきこもり状態にあり支援を求めているが、支援につながっていない本人、家族への支援につなげていくことを目的に調査を行いました。必要な方には相談窓口などを掲載したチラシを同時に配布をしております。調査概要です。調査は令和6年7月~9月にかけて民生児童委員の皆様に御協力をいただきました。41地区434名の民生児童委員に調査用紙を配布しまして、379名の委員の方から回答いただきました。調査結果です。調査項目は記載のとおりですので御覧ください。民生委員のうち、98名の方が受持ち地区にひきこもり状態にある方がいるというふうに回答されました。ひきこもり状態にある方は合わせまして161名でした。前回、30年度に実態調査を行っておりまして、そのときには204名という結果でしたので、一見減っているようにも見えます。しかし、今回の調査は対象の掘り起こしの調査ではなく、現在把握している方が現状を調査するという形で行いましたので、いるか、いないか分からないというふうに回答された民生・児童委員の方も160名、約4割ですけれども、いらっしゃいます。

このことから、さらに多くのひきこもり状態にある方がいらっしゃることが推測されます。 161 名の状況については表のとおりです。性別は男性が約7割、女性が3割、年代は30~50代の働き盛り世代が約6割を占めています。この状況も30年度の調査と同様の結果でした。ひきこもりの状況といたしましては、家から全く出ない方が22%、たまに、ときどき外出するという方が42%でした。また、ひきこもりの期間は10年以上が4割を占めて長期化していることが分かります。現在の支援状況としては、受けていないという方が51人32%と最も多く、行政や支援機関等につながっていない方が多いという現状が分かりました。今回の調査では、先ほど申しましたように、調査の進め方の関係で、ひきこもり状態の実態や支援ニーズ、支援状況が不明である方も多く、ひきこもり状態にある本人やその家族の中には地域で孤立をし、悩みを抱えているが相談できない、支援が届いていないという方がいらっしゃると推測されます。

鳥取市におきましては家族教室、居場所支援、相談支援を行っているところですが、ひきこもりに関する相談件数は年々増加をしております。まずは、支援を必要としている本人や家族、また、地域の支援者に相談窓口や支援機関を知ってもらうための働きかけを行うとともに、引き続き本人、家族に寄り添った支援を実施してまいります。また、今回、ひきこもりに関する支援策について多くの御意見いただきました。これらの意見を基に関係機関とも連携を図りながら支援策等について検討してまいりたいと思っております。

なお、この調査結果につきましては、調査に御協力いただきました各地区の民生児童委員の 皆様にも報告する予定としておりまして、日々の活動に生かしていただきたいというふうに考 えております。裏面のほうに調査結果の一部ですけれども、グラフで示しておりますので御参 照いただきたいと思います。報告は以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、意見等ございます か。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 ありがとうございます。この結果をどういうふうに生かしていったらいいのか なって思うんですけど、今、ひきこもりだけど、以前はそうでなかった、いろんなところと関

わりが持てていた、だけど、今はひきこもっておられるっていうような方は、以前の支援センターだとか、あるいは支援センターかな、そういうところとの連携を、支援センターのほうから何かアプローチをしなきゃいけないことになっているのかどうかというような辺は教えていただけますか。そういう方がちょっといらっしゃるんですけど、1つはこれをどういうふうに生かしていくのかということと、それから、今はひきこもりで支援状況は何も受けてないって言われるけど、以前はそういう関わりがあった。でも、支援センターは関わりを持たないといけないっていうことになってるのかどうか。

◆勝田鮮二委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 御質問ありがとうございます。この結果をどう生かすかということなんですけれども、本市におきましては、やはり状況が分からないというようなところもありますので、まず、民生児童委員の皆様にもひきこもりについて理解していただくということが一番大事かなというふうに考えておりますので、この結果をお返しするときにも少しひきこもりについての説明もさせていただこうとは思っておりますが、できましたら、研修会等開かせていただきまして理解について知っていただく機会を設けたいなというふうに思っておりますし、あとは、やはり窓口を知らないというような結果もありました。また、民生児童委員の皆様のほうから、どのような支援が必要ですかという回答の中に、やはり窓口の周知・啓発であったり、支援機関の専門的な支援の充実というような御意見もいただいておりますので、今、ひきこもり生活支援センターのほうに委託をして相談業務であるとか、居場所づくりであるとかというようなこともしておりますので、やっぱりそういう専門機関とも連携を取りながら窓口の周知や充実した支援を行っていくように対策を取っていきたいなと考えております。

また、県のほうも全県下の実態調査の結果を集計をされておりまして、鳥取県としても今後どのような形でやっていくかというようなことを検討するというふうに説明をされておりましたので、そのことも含めて検討していきたいなと思っております。もう1つ、これまでひきこもっていて支援を受けていた方が、また現在もひきこもっているという状況の中、支援機関がアプローチをされているかということなんですけれども、支援機関としましては、やはりひきこもりの特性でやはり本人さんのニーズを一番大事にしておられますので、付かず離れずといいますか、支援が必要なときに支援ができるようにということで、決して相談に来られなくなったからもう関わっていませんっていうのではなく、常にその方のことは気にかけながら、その方が何かしらのアプローチをしてきたときには、すぐ支援ができるような体制ではしておられるというふうに聞いております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

- ◆岩永安子委員 ありがとうございます。民生委員さんいろんな役割をもっていらっしゃるけど、 やっぱりひきこもりの方に対する理解っていうか、理解やそれからつなげる支援の窓口だとか、 そういうことをきちんと知ってもらうということは大事なことだというふうに思いますので、 今回の調査をきっかけにそういう理解を深めていただく研修会とか、いいことだなというふう に思います。よろしくお願いします。
- ◆勝田鮮二委員長 関連して。岡田信俊委員。

- ◆岡田信俊委員 実態よく分かる御説明いただきましてありがとうございました。意見です。全 く同じ質問を今しようと思いまして、いわゆる相談支援の方が多い、年々増えているとかいう ことで、そういうことを受けてどういうような効果があったかというようなことをお聞きしよ うと思ったんですけど、今のお話でよく分かりました。以上でございます。ありがとうござい ました。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚﨑委員。
- ◆魚崎 勇委員 説明ありがとうございました。ちょっと気になったのは、調査を民生児童委員 さんにお願いしたということなんですけど、この調査業務っていうのは、民生児童委員にお願 いしている中に入っておるわけですか。それとも別に調査費用を県からいただいて民生児童委員さんのほうに支給したというようなことになっておるんでしょうか、その辺のところはどう なんでしょう。
- ◆勝田鮮二委員長 雁長課長。
- **〇雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。このたびの調査に関しまして、民生委員さんは、 あくまで本当、御協力いただいたという形になっております。報酬だとかは発生しておりませ ん。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 はい、魚﨑委員。
- ◆魚崎 勇委員 民生児童委員さん、ただでも仕事量が多くて、月1報告したり、会えなんだら 何回も行ったりとかしておられるわけですので、いるから使えばいいということになるかも分 かりませんけども、やっぱりそれなりの対応されてないと、民生児童委員のなり手がなくなる ようなことにもつながりますんで、今後よろしくお願いしたいと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 答弁はいいですか。そのほか。岡田実委員。
- ◆岡田 実委員 今の民生委員さんの仕事に関してに近い内容にはなるんですけども、こういったひきこもりの方含めて、孤独・孤立な方々を見守る方として、見守りサポーターというところで、そういったサポーター養成講座なんかに出ておられる方もどんどん今、増えていってるようなところなんですけども、そういったところとの今後の、このたびのこの実態調査の結果を踏まえた上での次の関わっていく方としての、人として見守りサポーターの方っていうのは何か今の段階では意識されている内容はありましたでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 雁長課長。
- **○雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。現段階でひきこもりの支援の中で見守りサポーターの方との連携は取れていないのが現状ですので、やはりそういう地域のそういうサポーターというか、支援者の方たちの力をお借りしないと、やはり行政では把握できる範囲も限られますし、支援も限られてきますので、そこは今後一緒にできることがあればやっていきたいというふうには考えております。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。
- ◆岡田 実委員 ありがとうございます。地域共生社会の実現というところで、これは様々なその分野というか、課の連携があってこそ、その地域を見守っていく、サポートしていくという流れがあると思いますので、今のこのアンケート、意見なんですけども、こういった実態調査

をとても大事にされながら、地域の様々な関係者の方にどこまで広められるかっていうところ はあると思うんですけど、お願いできたらと思います。

もう1つ、意識するところでは、例えば自治会とか、あるいは自主防災会であったりとか、 そういった生命財産に関わるような関係する場面もあると思いますので、とてもすばらしいこ ういったアンケートを波及させていただけたらということで要望です。よろしくお願いいたし ます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

「令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)」に係る市民政策コメントの実施 について(説明)

- ◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして、「令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)」に係る市民政策コメントの実施について、生活安全課より説明をお願いします。福政課長。
- ○福政民栄生活安全課長 生活安全課福政です。同じ資料の5ページを御覧ください。「令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)」に係る市民政策コメントの実施について説明をさせていただきます。計画の概要については枠内に記載させていただいておりますけれども、都道府県や保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生法に基づき毎年度食品衛生監視指導計画を定めることとされています。本市は平成30年度の中核市移行による保健所の設置に伴い、東部4町を含む東部圏域の業務を所管することになったため、毎年度東部圏域の実情を勘案した計画を前年度中に策定する必要があり、このたび令和7年度の計画を本年度中に策定するものでございます。

また、計画の策定時と変更時には公表して広く住民の意見を求めなければならないこととされておりますので、このたびパブリックコメントを実施するものでございます。本計画に従い食品衛生事業者等への監視指導や消費者への食品衛生に関する普及啓発活動を実施し、食の安全確保、住民の健康保護を図ることを目的としております。昨年度からの主な変更点については、真ん中のほうに3つほど上げさせていただいておりますけれども、まず、1つ目として食品表示の適正指導の強化ということでございますけれども、本年4月1日からアレルゲン特定原材料のくるみのアレルゲン表示が完全義務化されることに伴いまして、表示原材料確認のための収去検査への追加であるとか、適正表示指導の強化を実施するものでございます。

それから2番目の弁当製造施設、宿泊施設等の指導強化等についてでございますけれども、本年7月~8月に県内各地で開催される全国高校総体に向けて、弁当製造施設等の食品衛生対策の強化、具体的には弁当製造施設等の食品取扱施設に対する衛生講習会の実施であるとか、施設設備の衛生管理状況や従事者の健康管理状況の確認等を実施することとしているものです。

それから3つ目機能性表示食品に係る健康被害情報の収集でございますけれども、これは、 昨年発生しました紅麹サプリメントによる健康被害問題を受け、機能性表示食品の届出事業者 や特定保健用食品の許可業者について、従来は努力義務であった健康被害情報の届出が義務化 されたため、健康被害情報の収集や適正な対応を進めることとしているものでございます。 今後の予定でございますけれども、2月28日金曜日まで市政政策コメントを実施させていた だき、その後、最終案の検討を行いまして、3月末頃に策定、公表という流れを予定しており ます。以上でございます。

- ◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、意見等ございます か。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 これは、計画の期間は1年ごとなんでしょうかということを1つと、この計画を決めた後、その期間の活動成果というか、そういうのは発表していただく機会はあるんでしょうか。2つ教えてください。
- ◆勝田鮮二委員長 福政課長。
- ○福政民栄生活安全課長 生活安全課福政でございます。経過期間は1年ごとということになります。それから実施状況については、これは実際に例えばホームページ等でも掲載しておりますし、食の安全推進会議という県のほうの会議があるんですけど、そういったところでも報告のほうさせていただいておりますので、そういった形で実施状況などは報告させていただいているところでございます。以上です。
- **◆勝田鮮二委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 ありがとうございます。紅麹機能性表示食品の健康被害の状況が、今回義務化っていうことになったわけですけど、ぜひ、ホームページで発表もしておられるんですが、いろいろ啓発やら、それからこんなことがあったというようなことをぜひ、また教えていただくように、1年たしか何か前回も計画の段階のときにこういう形でお話を聞く機会はあるけど、どうだったのかなっていうのがちょっと分からないので、ぜひ、また実施状況、それから特徴的なことがあったときにはぜひ報告をしてやってください。要望です。
- ◆勝田鮮二委員長 委員会に対して報告。
- ◆岩永安子委員 はい。
- ◆勝田鮮二委員長 ただいま報告してくださいという要望はあるんですが、できますか。
- **〇福政民栄生活安全課長** 途中、報告をさせていただくというのはどのタイミングでさせていただくのがよろしいでしょう。
- ◆勝田鮮二委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 今回も義務化になったっていうのは大きな動きだと思うんですけど、大きな変化があったときとかいうことで、1年のまとめということにはならんと思いますけど、何か大きな動きがあったときに報告いただけるとありがたいです。
- **◆勝田鮮二委員長** 加嶋副委員長。
- ◆加嶋辰史委員副委員長 加嶋です。福政課長にお尋ねします。食の安全推進会議、県のほうで発表されるときに資料等用いられるのであれば、終わった後にその資料を委員会に配布していただくというようなことが可能でしょうか。
- **◆勝田鮮二委員長** 福政課長。
- **〇福政民栄生活安全課長** 生活安全課福政です。食の安全推進会議のほうでお配りしている資料

については、基本的にこのパブリックコメントに使用している指導計画案と全く同じものを使用して報告させていただいておりますので、これ同じものになります。ですので、これを用いて県の会議のほうでも報告させていただいているということになります。それから計画の実施状況についてということは、例えばこういった来年度の計画案を策定するときに、例えば前年度のいわゆる実施状況はこうでしたというような形で御報告させていただくという形でもよろしいでしょうか。まとめて、いわゆる来年度の計画をつくるときに前年度の実施状況はこうでしたみたいな形で御説明させていただく、というのが、年度の途中だとちょっと実施状況がなかなか取りまとまらない状況があるかと思いますんで、次年度の計画を御説明するときに、いわゆる当該年度の計画の実施状況をまとめて報告させていただくというような形でもよろしいでしょうか。

- ◆勝田鮮二委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 ぜひ、この時期に前年度の、この時期にというか、前年度のまとめを一緒に出していただけるとありがたいです。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚﨑委員。
- ◆魚崎 勇委員 魚﨑です。ありがとうございます。ちょっと気になるのは、アレルゲンの件でくるみが入ってきたということなんですけども、くるみはくるみパンとか、いろんな食材に使われるんですけども、疲労回復に非常によく効くということで、我々の労働者としてはすこぶるこれを摂るような、高いんですけども、摂るように考えているんですけども、これはどんな症状が出るんでしょうかね。肝臓系なんでしょうけど、疲労回復ということになると、その摂り方もちょっと検討せないけんという気が生じたもんで、ちょっと参考に、分かれば教えてください。
- **◆勝田鮮二委員長** 福政課長。
- ○福政民栄生活安全課長 生活安全課福政です。基本的には、アレルギーを起こす物質ですので、いわゆるアナフィラキシーショックとか、そういったものの原因になるものだと思いますけれども、ちょっと個別のそれぞれのアレルゲン物質によって、どういったその細かい症状が出るかっていうのは、私のほうもちょっと把握しておりませんけども、基本的にはアナフィラキシーショックを起こす可能性があるものを国のほうで選択して特定原材料という形で表示を義務づけるような形になっているかと思います。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。
- ◆魚崎 勇委員 ええ、よろしいです。
- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 それではなしということであります。それでは福祉保健委員会を一旦終了し、 予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

午前 11 時 27 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和7年2月定例会

福祉保健委員会•予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時:令和7年2月27日(木)

10:00~

場所:本庁舎7階第1委員会室

健康こども部

- 1 議案(先議分)【説明・質疑・討論・採決】
 - 議案第28号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】
- 2 議案(先議分以外)【説明】
 - 議案第43号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について
 - ・議案第 51 号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
 - 議案第52号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について
 - 議案第53号 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について

3 報告

報告第3号 専決処分事項の報告について

4 その他の報告

- 令和6年度ひきこもり実態調査の結果について (保健医療課)
- ■「令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)」に係る市民政策コメントの実施について(生活安全課)

—·—·—·—·—·—·《予算審查特別委員会福祉保健分科会》—·—·—·—·—·—·—·

【予算審査分:説明】

- 議案第 11 号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- 議案第23号 令和7年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算